

中途採用を検討中の事業主様へのご案内

中途採用等支援助成金を活用なさいませんか？

社会経験のある方を採用し、生産性向上を図ろうとする事業主様を支援する制度です。

2つのコースについて

「中途採用に係る情報の公表」は労働者の数が300人を超える事業所のみです

| | 中途採用の拡大 | 45歳以上の中途採用率の拡大 |
|-------|---------------------|--|
| 同じです | 中途採用率を20ポイント以上上昇させる | |
| | 採用者数は2名以上 | |
| 異なります | - | 上記のうち、45歳以上の中途採用率を10ポイント以上上昇させる |
| | 賃金について、特に定めはありません。 | 雇入れ前の賃金と比較して、雇入れ後6か月間、どの月も賃金が5%以上であること（固定賃金等の比較です） |
| | 助成額： 50万円 | 助成額： 100万円 |

お手続きについて

中途採用計画届を労働局へ提出

計画の開始日の前日までに提出

雇入れ
雇用管理制度の整備

計画期間は1年です

支給申請

計画期間の終了日の翌日から2か月以内

詳しい内容については、下記にご連絡ください。

千葉労働局 職業対策課 中途採用等支援助成金担当 まで

★担当がご質問、ご相談に対応させていただきます。 ☎043-441-3540

千葉労働局 職業対策課（令和5年3月）

裏面に続きます。

お問い合わせの多いご質問にお答えします

| | |
|---|--|
| 1 | 新設の会社ですが、申請できますか？ → 残念ながら、できません。 3年前に雇用保険適用事業所でなければなりません。 |
| 2 | どういう人を採用すれば、対象になりますか？ 社会経験のある方を、正社員等（期間の定めのない契約、フルタイム勤務）として採用することが必要です。 |
| 3 | 何人採用すればいいですか？ 2名以上です。 |
| 4 | <p>中途採用率の求め方を教えてください。</p> <p>計画前： $\frac{\text{「直近3年間の中途採用者の人数」}}{\text{「直近3年間に採用した人数」}} \times 100$</p> <p>(1)</p> <p>計画期間中： $\frac{\text{「計画期間中の中途採用者の人数」}}{\text{「計画期間中に採用した人数」}} \times 100$</p> <p>(2)</p> <p>45歳以上の採用率の求め方は、上記の「中途採用者」を「45歳以上の中途採用者」と読み替えて計算します。(10ポイント以上の上昇が必要です)</p> |
| 5 | <p>中途採用率の上げ率20ポイントの求め方は？</p> <p>上記4の(2) - (1)で求めます。</p> |
| 6 | <p>解雇したことがありますか、申請できますか？</p> <p>中途採用計画届提出日の前日から遡って6か月前の日から支給申請日までの間に事業主都合により解雇等（退職勧奨を含みます）をしていれば、申請できません。</p> |

注：
正社員等として
採用した人数です。

計画提出時に
中途採用率が
80%以下である
ことが必用です。

雇用管理制度の整備について

中途採用等支援助成金でいう「雇用管理制度」とは：

労働時間・休日、雇用契約期間、評価や処遇制度、福利厚生などについての定めをいいます。すでに就業規則は賃金規程があり、それらの規則を中途採用者に適用する場合は、既存の規程等を提出していただくこととなります。計画期間中に規程等を整備し、採用者に適用する場合も申請できます。

来局によるご相談にも対応させていただいておりますので、ご連絡ください。

千葉労働局 職業対策課 中途採用等支援助成金担当 ☎043-441-3540